

2018年6月11日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目8番7号
アイペット損害保険株式会社
代表取締役 山 村 鉄 平
社長執行役員

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目8番7号
MFPR六本木麻布台ビル 9階 当社会議室901・902
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第14期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームペ  
ージ（<http://www.ipet-ins.com>）にその内容を掲載いたします。

## (添付書類)

# 2017年度 (2017年4月 1日から 2018年3月31日まで) 事業報告

## 1 保険会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の先行きに不透明感の残るなか、公共投資の増加や企業収益の回復に伴い、雇用・所得環境の改善や輸出、生産の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

ペット業界においては、矢野経済研究所が2018年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2018年版」によると、2016年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.6%増の1兆4,983億円で推移し、2017年度は前年度比1.0%増の1兆5,135億円と見込まれております。今後も、快適な飼育環境を実現する健康管理やマナー・エチケット関連の製品・サービスやペット保険に対する需要は高まっていくとされ、ペット関連総市場は微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は、2017年度より「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた中期経営計画（3ヶ年）をスタートさせ、持続的成長に向けた各種施策に取り組んでおります。

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念を掲げ、具体的に体现するために、2016年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、「行動指針」、「行動規範」及び「倫理規範」を制定しました。また、より一層「お客さま主義」の取組みを強化・徹底するため、金融庁より「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されたことも踏まえ、2017年9月に「お客さま本位の業務運営方針」を公表しております。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の販売を2017年4月より開始し、新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図りました。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等の継続的な活用及びお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行うとともに、

CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

また、対応動物病院数の増加、「うちの子 HAPPY PROJECT」活動による骨折防止等の予防推奨や、お客さま参加型企画「ワン！にゃん！かるた」等を継続的に活用し、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進しております。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社のビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、また、コンタクトセンターにおける継続勧奨の取組みによる継続率の向上により、当事業年度末の保有契約数は355,513件（前事業年度より55,310件増加・同18.4%増）と、順調に増加しております。また乃木坂46を起用したプロモーションの展開等により、当社の認知度向上を図っております。株式会社カカコムが発表した「価格.com保険アワード2018ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として4年連続第1位を受賞しており、楽天リサーチにおいても、手術補償特化型部門で契約数が5年連続1位となっております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における経営成績は以下のとおりとなりました。なお、当社は、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「（普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について）」をご参照ください。また、未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益を開示しております。詳細については、後述の「（異常危険準備金の取扱い：調整後利益について）」をご参照ください。

#### ① 未経過保険料方式による経営成績（Non-GAAP）

保険引受収益12,212百万円、資産運用収益50百万円などを合計した経常収益は12,268百万円（前事業年度比21.8%増）となりました。一方、保険引受費用7,100百万円、営業費及び一般管理費4,713百万円などを合計した経常費用は11,823百万円（同21.6%増）となりました。

また、事業規模拡大に向けて基幹システムを開発しておりましたが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画を見直した結果、特別損失として固定資産処分損256百万円を計上いたしました。

この結果、経常利益444百万円（同28.7%増）、当期純損失81百万円（同353百万円減）となりました。さらに、調整後経常利益835百万円（同25.1%増）、調整後当期純利益309百万円（同47.9%減）となりました。

## ② 初年度収支残方式による経営成績（J-GAAP）

保険引受収益12,212百万円、資産運用収益50百万円等を合計した経常収益は、12,268百万円（前事業年度比21.8%増）となりました。一方、保険引受費用6,983百万円、営業費及び一般管理費4,713百万円、その他経常費用9百万円を合計した経常費用は11,706百万円（同19.8%増）となり、その結果、経常利益は561百万円（同88.7%増）、当期純利益は32百万円（同83.5%減）となりました。

（普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について）

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社は社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由として、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社の経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相当の原則に立脚しており、当年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益とならないことから期間比較が出来ないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社の業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又は四半期レビューの対象とはなっておりません。

(異常危険準備金の取扱い：調整後利益について)

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を毎期積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。当社は損害率が基準よりも低いいため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を毎期積み立てております。当社における未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又は四半期レビューの対象とはなっておりません。

### ③ Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                            | 2017年度 |
|----------------------------|--------|
| 未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) | 444    |
| 未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額 (イ)  | 522    |
| 初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額 (ロ)  | 405    |
| 差額 (イーロ)                   | 117    |
| 初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP)   | 561    |

また、未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から調整後経常利益 (Non-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                            | 2017年度 |
|----------------------------|--------|
| 未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) | 444    |
| 異常危険準備金影響額                 | 391    |
| 調整後経常利益 (Non-GAAP)         | 835    |

さらに、未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）から調整後当期純利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

|                            | 2017年度 |
|----------------------------|--------|
| 未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP） | △81    |
| 異常危険準備金影響額                 | 391    |
| 調整後当期純利益（Non-GAAP）         | 309    |

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

|                    | 2017年度 |
|--------------------|--------|
| 未経過保険料残高（Non-GAAP） | 2,874  |
| 初年度収支残高（J-GAAP）    | 3,018  |
| 異常危険準備金残高          | 1,748  |

#### <対処すべき課題>

当社では、以下の項目を保険会社として対処すべき重要な課題として考えております。

#### ① 保険会社としての保険引受態勢の向上

損害保険会社は、高い社会性・公共性を有しており、経営の健全性・安定性が強く求められております。当社は、それらを確保すべく、保険募集の適切性を確保するための保険募集管理態勢の強化、適切な保険金等の支払や請求勧奨の実施等のお客さま目線にたった保険金等支払管理態勢の強化、当社にお寄せいただくお客さまの声に基づいた、業務改善やサービス向上への活用、システム障害や事務ミスに繋がるシステムリスクへの対応、反社会的勢力との関係遮断に対する取組み強化、保険業法をはじめとする関連法令遵守態勢の強化等に全社で取組み、保険引受態勢を強化してまいります。

## ② お客さまの利便性向上

当社はお客さまの利便性向上のため、コンタクトセンターの拡充、お客さま専用マイページの機能拡大、対応動物病院数の増加、動物病院へのレセプター（動物病院が利用する顧客・会計管理のソフトウェア）導入推進、クラブアイペット（当社加盟店によるお客さま向けの優待・情報サービス）のコンテンツ拡充等を実施しております。他にも多彩なサービスを提供し、お客さまとご家族にペットとの幸せな生活を送るためのアイデアと楽しみの提供に取り組んでおります。

## ③ 「ハートのペット保険」のブランディング及び認知度の向上

ペット保険業界はまだ発展途上にあり、保険商品自体もより広く認知されることが必要であると認識しております。そのような中、当社のロゴマークはハートをモチーフとし、多くの方々に親近感の持てる工夫をしております。ハートは「飼い主さまのペットに対する愛情」を表現し、飼い主さまとペットのハートフルな関係、ふれあいをイメージしております。ハートを見たらアイペットとペットの姿を思い浮かべて頂けるよう、TVCMや多彩なWEBコンテンツを展開し、各種ワークショップの開催やペットイベントの出展を行うことで、より多くのお客さまへ認知度を高めてまいります。また、2017年10月より乃木坂46を当社イメージキャラクターとして起用し、様々なメディアを用いて認知度向上を図っております。

## ④ 人員体制、人材教育の強化

当社のお客さま主義や収益拡大を実現する組織になるためには、当社従業員の能力の維持・向上、人材の多様性の確保が必要であると考えております。そのため、各分野に秀でた人材の確保はもちろんですが、教育研修制度の整備、人事評価制度の高度化等を積極的に推進し、当社従業員の能力の底上げを図るとともに、多様な人材の確保に努めてまいります。

#### ⑤ ERM経営の基盤整備

当社は、リスク・リターン・資本のバランスを勘案したERM（注1）経営に向けた基盤整備を進め、リスク選好の枠組み及びORSA（注2）を活用したERMサイクルの構築による経営管理を行うことで、リスク管理プロセスの着実な実行（PDCAサイクルを有効に機能）等、リスク管理態勢を整備し、より強固な財務基盤を確保する態勢を構築してまいります。

（注）1. ERM（Enterprise Risk Management；統合的リスク管理）は、保険会社が直面するリスクに関して、保険会社の自己資本等と比較・対照し、事業全体でリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

2. ORSA（Own Risk and Solvency Assessment；リスクとソルベンシーの自己評価）は、保険会社・グループが現在及び将来のリスクと資本等を比較し、資本等の十分性の評価を自らが行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスをいいます。

#### ⑥ システム強化

当社は、継続的に保有契約件数が増加しております。これに伴い、支払査定や契約管理等の事務手続きが増大することから、事務処理の自動化を積極的に推進してまいります。また、システムの拡張性を確保することにより、計画的に機能を展開し、リーンオペレーションの実現と事務コストの抑制に努めてまいります。

新基幹システムでは分散しているデータベースを一元化するためのベース作りや事務現場における事務作業の廃止を通して、お客さまの満足低下につながる事務ミス等の発生頻度を低減し、お客さまへのサービス向上を実現してまいります。また、新契約処理におけるタブレット導入の推進や、保険金請求におけるオンライン請求及び自動査定の導入などにより、業務の効率化を図っております。

#### ⑦ 資産運用の拡大

当社は、損害保険業を営んでおり、資産運用は本業の一種であります。しかし、その運用資金はお客さまから保険料として収受した資金であるため、資産の安全性及び流動性に留意し、財務の健全性を維持した上で、さらに収益性の向上を目指してまいります。

#### ⑧ CRMの推進

当社は、新契約拡大、継続率の向上へ向けて、CRM（注）を強化してまいります。そのために、基幹システム等の社内システムや資料請求時の情報、各種イベント実施等などにより、既加入者、未加入者問わず、ペットオーナーの情報を収集し、セグメントに応じて、効率的な施策を実施してまいります。

（注） CRM（Customer Relationship Management）とは、様々な手段を用いてお客さまとの接点を設け、お客さまの情報を適切に管理し、いただいたご意見をもとに改善活動に取り組むことで、お客さまと当社の信頼関係を深める事業活動のことです。

#### ⑨ 代理店の管理

当社は、ペットショップ代理店を通じた契約獲得が重要な販売経路となっております。そのため、ペットショップ代理店における販売頭数の減少や代理店契約の解除等が無いよう、代理店とのコミュニケーションを強化し、適時に対策を講じてまいります。また、不祥事やお客さまへの不利益が発生し、当社のレピュテーションが低下することの無いよう、保険代理店の適切な管理に努めてまいります。

#### ⑩ 他企業との連携

ペット産業の発展には、ペット業界関係者やペット関連企業との連携が不可欠であると認識しております。このためには、既に協力関係にある企業との連携強化はもとより、自社メディアやクラブアイペットを通して多様な企業と関係を構築していくことが当社の経営理念の実現にとって重要であると考えております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①未経過保険料方式 (Non-GAAP指標)

| 区 分                     | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度<br>(当期) |
|-------------------------|--------|--------|--------|----------------|
|                         | 百万円    | 百万円    | 百万円    | 百万円            |
| 正味収入保険料                 | —      | —      | —      | 12,212         |
| (ベ ッ ト 保 険)             | (—)    | (—)    | (—)    | (12,212)       |
| 利息及び配当金収入               | —      | —      | —      | 30             |
| 保険引受利益                  | —      | —      | —      | 397            |
| 経 常 利 益                 | —      | —      | —      | 444            |
| 調 整 後 経 常 利 益           | —      | —      | —      | 835            |
| 当 期 純 利 益               | —      | —      | —      | △81            |
| 調 整 後 当 期 純 利 益         | —      | —      | —      | 309            |
| 正 味 損 害 率               | —      | —      | —      | 39.9%          |
| 正 味 事 業 費 率             | —      | —      | —      | 48.0%          |
| 1株当たり当期純利益<br>(又は当期純損失) | —      | —      | —      | △17円41銭        |
| 調整後1株当たり当期純利益           | —      | —      | —      | 65円90銭         |

(注) 2014年度～2016年度の数値については、過年度の事業報告との整合性を鑑み、記載を省略しております。

②初年度収支残方式（J-GAAP指標）

| 区 分                     | 2014年度           | 2015年度           | 2016年度             | 2017年度<br>(当期)     |
|-------------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|
|                         | 百万円              | 百万円              | 百万円                | 百万円                |
| 正味収入保険料<br>(ペット保険)      | 6,363<br>(6,363) | 8,126<br>(8,126) | 10,067<br>(10,067) | 12,212<br>(12,212) |
| 利息及び配当金収入               | 1                | 1                | 4                  | 30                 |
| 保険引受利益                  | 502              | 297              | 293                | 515                |
| 経常利益（又は経常損失）            | △1,460           | 307              | 297                | 561                |
| 当期純利益<br>(又は当期純損失)      | △1,249           | 106              | 196                | 32                 |
| 正味損害率                   | 34.6%            | 36.7%            | 38.8%              | 39.9%              |
| 正味事業費率                  | 50.9%            | 49.5%            | 48.7%              | 48.0%              |
| 運用資産                    | 3,665            | 5,299            | 5,866              | 6,881              |
| 総資産                     | 5,278            | 6,978            | 8,179              | 9,250              |
| 1株当たり当期純利益<br>(又は当期純損失) | △514円84銭         | 43円60銭           | 41円86銭             | 6円91銭              |

(注) 運用資産は、預貯金、有価証券、貸付金、建物の合計額を記載しております。

(3) 支店等及び代理店の状況

| 区 分   | 前 期 末   | 当 期 末   | 当期増減(△) |
|-------|---------|---------|---------|
| 営 業 部 | 3 営業部   | 3 営業部   | —       |
| 支 店   | 5 支 店   | 5 支 店   | —       |
| 事 業 所 | 1 事業所   | 1 事業所   | —       |
| 計     | 9 拠 点   | 9 拠 点   | —       |
| 代 理 店 | 845 代理店 | 864 代理店 | 19 代理店  |
| 計     | 845 代理店 | 864 代理店 | 19 代理店  |

(4) 使用人の状況

| 区 分     | 前 期 末 | 当 期 末 | 当 期 増 減(△) | 当 期 末 現 在 |             |             |
|---------|-------|-------|------------|-----------|-------------|-------------|
|         |       |       |            | 平 均 年 齢   | 平 均 勤 続 年 数 | 平 均 給 与 月 額 |
| 内 務 職 員 | 249名  | 302名  | 53名        | 34.4歳     | 3.1年        | 326千円       |
| 営 業 職 員 | 58名   | 61名   | 3名         | 31.3歳     |             |             |

(5) 主要な借入先の状況  
該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況  
該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|         |     |
|---------|-----|
| 設備投資の総額 | 300 |
|---------|-----|

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容                   | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| ソフトウェアの導入・更改          | 190 |
| 開発計画の見直しによるソフトウェアの除却等 |     |

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

| 会 社 名               | 所 在 地         | 主要な事業<br>内 容  | 設 年 月 立 日      | 資 本 金    | 親会社が有する<br>当社の議決<br>権 比 率 | その他 |
|---------------------|---------------|---------------|----------------|----------|---------------------------|-----|
| 株式会社ドリーム<br>インキュベータ | 東 京 都<br>千代田区 | コンサルテ<br>ィング業 | 2000年<br>4月20日 | 4,940百万円 | 64.6%                     | —   |

ロ 子会社等の状況  
該当事項はありません。

ハ 重要な業務提携の概況  
該当事項はありません。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況  
該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態 (2018年3月31日現在)

| 氏名   | 地位及び担当                  | 重要な兼職               | その他    |
|------|-------------------------|---------------------|--------|
| 山村鉄平 | 代表取締役<br>社長執行役員         | —                   | —      |
| 田中聡  | 取締役<br>常務執行役員           | —                   | —      |
| 工藤雄太 | 取締役<br>常務執行役員<br>財務経理部長 | —                   | —      |
| 青山正明 | 取締役<br>常務執行役員           | —                   | —      |
| 有岡正裕 | 取締役                     | —                   |        |
| 原田哲郎 | 取締役                     | 株式会社ドリームインキュベータ執行役員 | (注)1   |
| 比護正史 | 取締役<br>(社外役員)           | 株式会社岡三証券グループ社外取締役   | (注)2   |
| 星田繁和 | 常勤監査役<br>(社外役員)         | —                   | (注)3   |
| 野崎晃  | 監査役<br>(社外役員)           | —                   | (注)3   |
| 島田容男 | 監査役<br>(社外役員)           | —                   | (注)3、4 |

- (注)1. 2017年11月28日開催の臨時株主総会において、原田哲郎氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 比護正史氏は、社外取締役であります。
3. 星田繁和氏、野崎晃氏及び島田容男氏は社外監査役であります。
4. 島田容男氏は、公認会計士及び税理士としての長年の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、比護正史氏、星田繁和氏、野崎晃氏および島田容男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏らの再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況          |
|------|------------|------|------------------------------|
| 上野征夫 | 2017年10月4日 | 逝去   | 取締役<br>株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役 |

### (3) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区   | 分 | 支給人数 | 報酬等 |
|-----|---|------|-----|
| 取締役 |   | 8名   | 116 |
| 監査役 |   | 3名   | 18  |
|     | 計 | 11名  | 134 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議をいただいております。
3. 支給人数には、2017年10月4日をもって退任した取締役1名が含まれております。

### (4) 責任限定契約

| 氏名              | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 比護正史<br>(社外取締役) | 当社の会社法第363条第1項に規定する取締役以外の取締役又は監査役として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は当然に免責するものとする。 |
| 星田繁和<br>(社外監査役) |                                                                                                                                                                                                            |
| 野崎晃<br>(社外監査役)  |                                                                                                                                                                                                            |
| 島田容男<br>(社外監査役) |                                                                                                                                                                                                            |

## 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況 (2018年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

## (2) 社外役員の子な活動状況

| 氏 名                | 在 任 期 間 | 取締役会への出席状況                                                                 | 取締役会における発言<br>その他の活動状況                                                                                                                    |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 比 護 正 史<br>(社外取締役) | 2年0カ月   | 当事業年度において取締役会は18回(うち、電子による取締役会は5回)開催され、すべてに出席しました。                         | 長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。                                                                           |
| 星 田 繁 和<br>(社外監査役) | 1年3カ月   | 当事業年度において取締役会は18回(うち、電子による取締役会は5回)開催され、すべてに出席しました。監査役会は13回開催され、すべてに出席しました。 | 長年の金融機関での実務経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。<br>また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に参加し、意見を述べています。        |
| 野 崎 晃<br>(社外監査役)   | 12年0カ月  | 当事業年度において取締役会は18回(うち、電子による取締役会は5回)開催され、すべてに出席しました。監査役会は13回開催され、すべてに出席しました。 | 弁護士として法律に関する専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。<br>また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に参加し、意見を述べています。              |
| 島 田 容 男<br>(社外監査役) | 7年10カ月  | 当事業年度において取締役会は18回(うち、電子による取締役会は5回)開催され、すべてに出席しました。監査役会は13回開催され、すべてに出席しました。 | 公認会計士、税理士として会計・財務及び税務に関する専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。<br>また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に参加し、意見を述べています。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|       | 支給人数 | 保険会社からの報酬等 | 保険会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 報酬等合計 | 4名   | 28         | —               |

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 18,000千株

発行済株式の総数 4,697千株

(注)ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は1,200株増加しております。

### (2) 当年度末株主数

84名

### (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称                           | 当社への出資状況 |         |
|-------------------------------------|----------|---------|
|                                     | 持株数等(千株) | 持株比率(%) |
| 株式会社ドリームインキュベータ                     | 3,034    | 64.58   |
| みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社             | 234      | 4.99    |
| 双日株式会社                              | 234      | 4.98    |
| 株式会社フォーカス                           | 234      | 4.98    |
| YCP Holdings Limited                | 234      | 4.98    |
| 株式会社ソウ・ツー                           | 210      | 4.47    |
| アイペット損害保険従業員持株会                     | 157      | 3.34    |
| 秋元康                                 | 47       | 1.00    |
| 明治キャピタル9号投資事業組合<br>業務執行組員安田企業投資株式会社 | 32       | 0.69    |
| 山村鉄平                                | 25       | 0.53    |
| 田中聡                                 | 25       | 0.53    |
| 工藤雄太                                | 25       | 0.53    |
| 山内宏隆                                | 25       | 0.53    |

## 5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

①2016年5月26日開催の取締役会決議による新株予約権

(a) 新株予約権の名称

第11回新株予約権 (い)

(b) 新株予約権の数

227,500個

(c) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 227,500株 (新株予約権1個につき1株)

(d) 新株予約権を行使することができる期間

2018年5月28日から2026年3月23日

②2017年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

(a) 新株予約権の名称

第11回新株予約権 (ろ)

(b) 新株予約権の数

20,500個

(c) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 20,500株 (新株予約権1個につき1株)

(d) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月25日から2026年3月23日

③上記①②において共通の事項

(a) 新株予約権の払込金額

本件新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(c) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者が、下記(i)、(ii)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、又は「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

(i) 当社及び当社子会社・関連会社の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

(ii) 当社の取締役会において、社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

|                   | 新株予約権等の内容の概要            |                          |          |          | 新株予約権等を有する者の数 |
|-------------------|-------------------------|--------------------------|----------|----------|---------------|
|                   | 回数<br>(行使価額)            | 行使期間                     | 個数       | 株数       |               |
| 取締役<br>(社外役員を除く。) | 第11回新株予約権 (い)<br>(640円) | 2018年5月28日<br>2026年3月23日 | 124,500個 | 124,500株 | 4名            |
|                   | 第11回新株予約権 (ろ)<br>(640円) | 2019年2月25日<br>2026年3月23日 | 5,500個   | 5,500株   | 1名            |

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                                              | 当該事業年度に係る報酬等 | その他                      |
|---------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------|
| 新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員<br>業務執行社員 佐々木浩一郎<br>指定有限責任社員<br>業務執行社員 鴨下裕嗣 | 22           | 非監査業務の内容：<br>該当事項はありません。 |

- (注) 1. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、22百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

| 氏名又は名称                                                                      | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新日本有限責任監査法人<br><br>指定有限責任社員<br>業務執行社員 佐々木浩一郎<br><br>指定有限責任社員<br>業務執行社員 鴨下裕嗣 | 会計監査人として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償請求を限定する契約を会計監査人と締結しております。<br><br>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。 |

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

ロ 保険会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険会社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
特に定めておりません。

## 8 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、業務の適正を確保するための体制を構築するため、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - a. 規程等を定め、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図るものとする。
  - b. 取締役および監査役は、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備するものとする。
  - b. 当社は、「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役に報告する。
  - c. リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行うものとする。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行うものとする。
  - b. 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備するものとする。
4. 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認するものとする。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行うものとする。
  - b. 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」・「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図るものとする。

- c. コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置するものとする。
  - d. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行うものとする。内部監査結果については、取締役会等への報告を行うものとする。
  - e. 「アイベットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備するものとする。
  - f. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、コンプライアンス委員会で対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行うものとする。
  - g. 取締役会は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
  - h. 取締役会は「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備することとする。
5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。
  - b. 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努めるものとする。
6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項
- a. 常勤監査役がその職務を補助する職員を必要とする場合は、代表取締役に対してその配置を要請できるものとし、代表取締役は速やかに当該職員を配置するものとする。
  - b. 当該職員に対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得たうえで行う。
  - c. 当該職員は、その業務に関して監査役の指揮命令にのみ服し、取締役等からの指揮命令を受けないこととする。
  - d. 当該職員は、その業務に関して必要な情報収集権限を有するものとする。

## 7. 監査役への報告に関する体制

- a. 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査役に報告することとし、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役に報告することとする。
- b. 監査役へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
- c. 監査役が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告する。
- d. 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- b. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- c. 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催するものとする。
- d. 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- e. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### 1. 全般

当社では、前述の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について取組みを実施しております。また内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程および業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

### 2. 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役2名の合計7名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、および、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議・決議を行っております。取締役会の運営においては、各取締役の業務状況の監督を行うため、議案の事前共有および議事内容の事後共有の徹底に取り組んでおります。

### 3. コンプライアンスに関する取組み

当社は、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つと位置づけ、役職員が遵守すべき法令・社内ルール等の周知徹底に取り組んでおります。

具体的には、役職員のコンプライアンス意識の底上げに向けた定期的な研修の実施に加え、全社的なコンプライアンス推進に向け、各部門の業務特性やその実態に合わせたコンプライアンス・プログラムを策定し、当該計画の推進状況について、定期的なモニタリングを行いました。

また、当社は、役職員がコンプライアンス上の問題について内部通報を行うためのホットラインを設け、研修等の機会を通じてその周知を図るとともに、利便性の向上のため、社外の独立した機関に外部窓口を設けております。

#### 4. リスク管理に関する取組み

当社は、当社の業容およびペット保険という商品特性を踏まえ、当社経営の健全かつ持続的な発展に大きな影響を及ぼす重要なリスク（保険引受リスク・資産運用リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク）を特定し、当該リスクの管理部門によるモニタリング結果を、ERM委員会での協議を経て取締役会において確認する体制を構築しております。

当年度は、各リスク管理部門における全社的なリスク状況の把握・評価、管理すべきリスクの明確化・当該リスク情報に対する経営としての管理の強化に取り組むとともに、サイバーセキュリティなど極めて影響度の大きいリスクについての管理態勢の強化を行っております。

#### 5. 監査役の職務の執行について

監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席のうえ、取締役の職務の執行状況等に対し、必要に応じて意見を述べております。

監査上必要な議事録、稟議書類等は常時閲覧できる状態とし、また、必要に応じ、代表取締役を含めた役職員が監査役に説明を行うことで、実効性のある監査となるような態勢確保に努めております。

### 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 11 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定です。

## 2017年度（2018年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目         | 金 額   | 科 目           | 金 額    |
|-------------|-------|---------------|--------|
| （ 資 産 の 部 ） |       | （ 負 債 の 部 ）   |        |
| 現金及び預貯金     | 4,666 | 保険契約準備金       | 5,560  |
| 現金          | 0     | 支払備金          | 794    |
| 預貯金         | 4,666 | 責任準備金         | 4,766  |
| 有価証券        | 2,160 | その他負債         | 682    |
| 社債          | 303   | 未払法人税等        | 51     |
| 外国証券        | 200   | 預り金           | 43     |
| その他の証券      | 1,656 | 未払金           | 552    |
| 貸付金         | 25    | 仮受金           | 0      |
| 一般貸付        | 25    | リース債務         | 35     |
| 有形固定資産      | 153   | 賞与引当金         | 100    |
| 建物          | 29    | 特別法上の準備金      | 3      |
| その他の有形固定資産  | 123   | 価格変動準備金       | 3      |
| 無形固定資産      | 346   | 負債の部合計        | 6,347  |
| ソフトウェア      | 54    | （ 純 資 産 の 部 ） |        |
| ソフトウェア仮勘定   | 292   | 資本金           | 3,315  |
| その他の無形固定資産  | 0     | 資本剰余金         | 3,028  |
| その他の資産      | 1,814 | 資本準備金         | 3,028  |
| 未収保険料       | 723   | 利益剰余金         | △3,437 |
| 未収金         | 735   | その他利益剰余金      | △3,437 |
| 未収収益        | 5     | 繰越利益剰余金       | △3,437 |
| 預託金         | 182   | 株主資本合計        | 2,906  |
| 仮払金         | 115   | その他有価証券       | △3     |
| その他の資産      | 52    | 評価・換算差額等合計    | △3     |
| 繰延税金資産      | 84    | 純資産の部合計       | 2,902  |
| 貸倒引当金       | △1    | 負債及び純資産の部合計   |        |
| 資産の部合計      | 9,250 |               | 9,250  |

## (貸借対照表の注記)

### 1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

- (1) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- (2) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。また、リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (4) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

### 2. 表示方法の変更に関する事項は次のとおりであります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他の有形固定資産」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「有形固定資産」の「その他の有形固定資産」に含まれる「リース資産」は32百万円であります。

### 3. 追加情報に関する事項は次のとおりであります。

当社は、当事業年度において賞与規程の改定を行い、4月1日から3月31日までの支給対象期間を4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までに変更いたしました。

これにより、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ114百万円増加しております。

#### 4. 金融商品の状況及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として收受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持したうえで安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。こうした取り組みによる市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクに対しては、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、預貯金の一部はデリバティブ内包型預金であり、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

###### ア. 信用リスク

預貯金、有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

#### イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。また、預貯金の一部であるデリバティブ内包型預金の金利の変動リスクについては、定期的に時価を把握する体制をとっております。

#### ウ. 流動性リスク

流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュフローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 差 額 |
|-----------|----------|-------|-----|
| ① 現金及び預貯金 | 4,666    | 4,651 | △15 |
| ② 有価証券    | 2,160    | 2,160 | —   |
| ③ 未収保険料   | 723      | 723   | —   |
| ④ 未収金     | 735      | 735   | —   |
| 資産計       | 8,285    | 8,270 | △15 |

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### ① 現金及び預貯金

短期間で決済される預貯金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### ② 有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、投資信託については、資産運用会社から提示される基準価格によっております。

#### ③ 未収保険料、④ 未収金

すべて短期間に決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内  | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|-------|-------------|--------------|------|
| 預貯金   | 4,466 | —           | —            | 200  |
| 未収保険料 | 723   | —           | —            | —    |
| 未収金   | 735   | —           | —            | —    |
| 合計    | 5,925 | —           | —            | 200  |

## 5. 貸付金のうち、破綻先債権等の金額は次のとおりであります。

|           |      |
|-----------|------|
| 破産先債権     | —百万円 |
| 延滞債権      | —百万円 |
| 3か月以上延滞債権 | 0百万円 |
| 貸付条件緩和債権  | 0百万円 |
| 合計        | 0百万円 |

## 6. 有形固定資産の減価償却累計額は137百万円であります。

## 7. 関係会社に対する金銭債権債務はありません。

## 8. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

|              |         |
|--------------|---------|
| 繰延税金資産       |         |
| 貸倒引当金        | 0百万円    |
| 事業税          | 10百万円   |
| 普通責任準備金      | 40百万円   |
| 異常危険準備金      | 489百万円  |
| 賞与引当金        | 28百万円   |
| 減価償却費        | 0百万円    |
| その他          | 20百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 590百万円  |
| 評価性引当額       | △500百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 89百万円   |
| 繰延税金負債       |         |
| その他有価証券評価差額金 | △5百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △5百万円   |
| 繰延税金資産の純額    | 84百万円   |

9. 当事業年度の末日における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 794百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金                 | －百万円   |
| 差引(イ)                        | 794百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) | －百万円   |
| 計（イ+ロ）                       | 794百万円 |

(2) 責任準備金の内訳

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 3,018百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金       | －百万円     |
| 差引(イ)               | 3,018百万円 |
| その他の責任準備金(ロ)        | 1,748百万円 |
| 計（イ+ロ）              | 4,766百万円 |

10. 1株当たりの純資産額の内訳は次のとおりであります。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 1株当たりの純資産額        | 617円99銭    |
| (算定上の基礎)          |            |
| 純資産の部の合計額         | 2,902百万円   |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | －百万円       |
| 普通株式等に係る期末の純資産額   | 2,902百万円   |
| 普通株式等の期末発行済株式数    | 4,697,467株 |

11. ストック・オプションに関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(2) ストック・オプションの内容

|                                  | 2008年ストック・オプション<br>第8回新株予約権 (い)                                         | 2009年ストック・オプション<br>第8回新株予約権 (ろ)                                         |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分<br>及び人数                 | 当社従業員 41名                                                               | 当社取締役 2名<br>当社従業員 15名                                                   |
| 株式の種類別のス<br>tock・オプションの<br>数 (注) | 普通株式 19,700株                                                            | 普通株式 7,500株                                                             |
| 付与日                              | 2008年3月28日                                                              | 2009年1月30日                                                              |
| 権利確定条件                           | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                           | 対象期間の定めはありません。                                                          | 対象期間の定めはありません。                                                          |
| 権利行使期間                           | 2008年3月29日から<br>2018年2月 1日まで                                            | 2009年1月31日から<br>2018年2月 1日まで                                            |

|                                 | 2009年ストック・オプション<br>第9回新株予約権 (い)                                         | 2010年ストック・オプション<br>第10回新株予約権 (い)                                        |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分<br>及び人数                | 当社取締役 1名<br>当社従業員 29名                                                   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 28名                                                   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの<br>数 (注) | 普通株式 7,730株                                                             | 普通株式 6,130株                                                             |
| 付与日                             | 2009年7月 1日                                                              | 2010年7月 1日                                                              |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。                                                          | 対象期間の定めはありません。                                                          |
| 権利行使期間                          | 2009年7月 2日から<br>2019年6月30日まで                                            | 2010年7月 2日から<br>2020年6月28日まで                                            |

|                                 | 2016年ストック・オプション<br>第11回新株予約権 (い)                                            | 2016年ストック・オプション<br>第11回新株予約権 (ろ)                                            |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分<br>及び人数                | 当社取締役 4名<br>当社従業員 30名                                                       | 当社取締役 1名<br>当社従業員 17名                                                       |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの<br>数 (注) | 普通株式 227,500株                                                               | 普通株式 20,500株                                                                |
| 付与日                             | 2016年5月27日                                                                  | 2017年2月24日                                                                  |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。                                                              | 対象期間の定めはありません。                                                              |
| 権利行使期間                          | 2018年5月28日から<br>2026年3月23日まで                                                | 2019年2月25日から<br>2026年3月23日まで                                                |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(3) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

|          | 2008年ストック・オプション<br>第8回新株予約権 (い) | 2009年ストック・オプション<br>第8回新株予約権 (ろ) | 2009年ストック・オプション<br>第9回新株予約権 (い) |
|----------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 権利確定前(株) |                                 |                                 |                                 |
| 前事業年度末   | —                               | —                               | —                               |
| 付与       | —                               | —                               | —                               |
| 失効       | —                               | —                               | —                               |
| 権利確定     | —                               | —                               | —                               |
| 未確定残     | —                               | —                               | —                               |
| 権利確定後(株) |                                 |                                 |                                 |
| 前事業年度末   | 2,500                           | 550                             | 1,090                           |
| 権利確定     | —                               | —                               | —                               |
| 権利行使     | 650                             | 550                             | —                               |
| 失効       | 1,850                           | —                               | 150                             |
| 未行使残     | —                               | —                               | 940                             |

|          | 2010年ストック・オプション<br>第10回新株予約権 (い) | 2016年ストック・オプション<br>第11回新株予約権 (い) | 2016年ストック・オプション<br>第11回新株予約権 (ろ) |
|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 権利確定前(株) |                                  |                                  |                                  |
| 前事業年度末   | —                                | 226,000                          | 20,500                           |
| 付与       | —                                | —                                | —                                |
| 失効       | —                                | 7,000                            | 500                              |
| 権利確定     | —                                | —                                | —                                |
| 未確定残     | —                                | 219,000                          | 20,000                           |
| 権利確定後(株) |                                  |                                  |                                  |
| 前事業年度末   | 1,370                            | —                                | —                                |
| 権利確定     | —                                | —                                | —                                |
| 権利行使     | —                                | —                                | —                                |
| 失効       | 50                               | —                                | —                                |
| 未行使残     | 1,320                            | —                                | —                                |

## ②単価情報

|                       | 2008年<br>ストック・オプション<br>第8回新株予約権 (い) | 2009年<br>ストック・オプション<br>第8回新株予約権 (ろ) | 2009年<br>ストック・オプション<br>第9回新株予約権 (い) |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 権利行使価格(円)             | 913                                 | 913                                 | 913                                 |
| 行使時平均株価(円)            | —                                   | —                                   | —                                   |
| 付与日における<br>公正な評価単価(円) | —                                   | —                                   | —                                   |

|                       | 2010年<br>ストック・オプション<br>第10回新株予約権 (い) | 2016年<br>ストック・オプション<br>第11回新株予約権 (い) | 2016年<br>ストック・オプション<br>第11回新株予約権 (ろ) |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 権利行使価格(円)             | 913                                  | 640                                  | 640                                  |
| 行使時平均株価(円)            | —                                    | —                                    | —                                    |
| 付与日における<br>公正な評価単価(円) | —                                    | —                                    | —                                    |

(注)2011年9月16日付及び2016年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより2008年ストック・オプション、2009年ストック・オプション及び2010年ストック・オプションについて、権利行使価格が調整されております。

### (4) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

### (5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### (6) 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### ①当事業年度末における本源的価値の合計額

一百万円

#### ②当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一百万円

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2018年4月25日付で株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2018年3月22日及び2018年4月6日開催の取締役会において、次のとおり公募による新株式の発行を決議し、2018年4月24日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は3,905百万円、発行済株式総数は5,147,467株となっております。

|                  |                                                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集方法         | 一般募集（ブックビルディング方式による募集）                                                                     |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 450,000株                                                                              |
| (3) 発行価格         | 1株につき 2,850円                                                                               |
| (4) 引受価額         | 1株につき 2,622円<br>この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 |
| (5) 払込金額         | 1株につき 2,210円<br>この金額は会社法上の払込金額であり、2018年4月6日開催の取締役会において決定された金額であります。                        |
| (6) 資本組入額        | 1株につき 1,311円                                                                               |
| (7) 発行価額の総額      | 994百万円<br>この金額は会社法上の払込金額の総額であります。                                                          |
| (8) 引受価額の総額      | 1,179百万円                                                                                   |
| (9) 資本組入額の総額     | 589百万円                                                                                     |
| (10) 払込期日        | 2018年4月24日                                                                                 |
| (11) 資金の使途       | 基幹システム及び業務支援システム並びに商品対応システムにかかる設備資金に充当する予定であります。                                           |

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2017年度 (2017年4月 1日から  
2018年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 経 常 収 益               | 12,268 |
| 保 険 引 受 収 益           | 12,212 |
| 正 味 収 入 保 険 料         | 12,212 |
| 資 産 運 用 収 益           | 50     |
| 利 息 及 び 配 当 金 収 入     | 30     |
| 有 価 証 券 売 却 益         | 19     |
| そ の 他 経 常 収 益         | 6      |
| 経 常 費 用               | 11,706 |
| 保 険 引 受 費 用           | 6,983  |
| 正 味 支 払 保 険 金         | 4,523  |
| 損 害 調 査 費             | 354    |
| 諸 手 数 料 及 び 集 金 費     | 1,146  |
| 支 払 備 金 繰 入 額         | 162    |
| 責 任 準 備 金 繰 入 額       | 796    |
| 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費   | 4,713  |
| そ の 他 経 常 費 用         | 9      |
| 支 払 利 息               | 0      |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | △3     |
| そ の 他 の 経 常 費 用       | 12     |
| 経 常 利 益               | 561    |
| 特 別 損 失               | 258    |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 256    |
| 特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額 | 2      |
| 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額   | 2      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 303    |
| 法 人 税 及 び 住 民 税       | 77     |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 193    |
| 法 人 税 等 合 計           | 271    |
| 当 期 純 利 益             | 32     |

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引はありません。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 収入保険料  | 12,212百万円 |
| 支払再保険料 | －百万円      |
| 差引     | 12,212百万円 |

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 支払保険金  | 4,523百万円 |
| 回収再保険金 | －百万円     |
| 差引     | 4,523百万円 |

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

|             |          |
|-------------|----------|
| 支払諸手数料及び集金費 | 1,146百万円 |
| 出再保険手数料     | －百万円     |
| 差引          | 1,146百万円 |

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) | 162百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額                  | －百万円   |
| 差引(イ)                            | 162百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)  | －百万円   |
| 計 (イ+ロ)                          | 162百万円 |

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) | 405百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額        | －百万円   |
| 差引(イ)                   | 405百万円 |
| その他の責任準備金繰入額(ロ)         | 391百万円 |
| 計 (イ+ロ)                 | 796百万円 |

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

|            |       |
|------------|-------|
| 預貯金利息      | 1百万円  |
| 有価証券利息・配当金 | 28百万円 |
| 貸付金利息      | 0百万円  |
| 計          | 30百万円 |

3. 1株当たりの当期純利益 6円91銭

(算定上の基礎)

|              |            |
|--------------|------------|
| 当期純利益        | 32百万円      |
| 普通株式に係る当期純利益 | 32百万円      |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円       |
| 期中平均株式数      | 4,696,566株 |

4. 関連当事者との取引はありません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2017年度 (2017年4月 1日から  
2018年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金       | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |
| 繰越利益剰余金                 |         |           |                 |             |
| 当 期 首 残 高               | 3,314   | 3,028     | △3,470          | 2,872       |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                 |             |
| 新 株 の 発 行               | 0       | 0         |                 | 1           |
| 当 期 純 利 益               |         |           | 32              | 32          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                 |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 0       | 0         | 32              | 33          |
| 当 期 末 残 高               | 3,315   | 3,028     | △3,437          | 2,906       |

|                         | 評価・換算差額等                | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |
| 当 期 首 残 高               | 13                      | 2,886     |
| 当 期 変 動 額               |                         |           |
| 新 株 の 発 行               |                         | 1         |
| 当 期 純 利 益               |                         | 32        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △17                     | △17       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △17                     | 16        |
| 当 期 末 残 高               | △3                      | 2,902     |

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び株式数の内訳は次のとおりであります。

| 株式の種類 | 当期首株式数<br>(株) | 当期増加株式数<br>(株) | 当期減少株式数<br>(株) | 当期末株式数<br>(株) |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 4,696,267     | 1,200          | —              | 4,697,467     |
| 合計    | 4,696,267     | 1,200          | —              | 4,697,467     |

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数の内訳は次のとおりであります。

| 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |    |        |         |
|----------------------|--------------------|----|--------|---------|
|                      | 当期首                | 増加 | 減少     | 当期末     |
| 普通株式                 | 252,010            | —  | 10,750 | 241,260 |
| 合計                   | 252,010            | —  | 10,750 | 241,260 |

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

アイペット損害保険株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木浩一郎 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鴨下裕嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイペット損害保険株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2018年3月22日及び2018年4月6日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2018年4月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

アイペット損害保険株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 星 田 繁 和 ㊟

監査役(社外監査役) 野 崎 晃 ㊟

監査役(社外監査役) 島 田 容 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やまむらてつべい<br>山村鉄平<br>(1975年3月27日生)<br>(再任)  | 1997年4月 安田生命保険相互会社入社<br>2013年5月 当社入社<br>2014年10月 当社取締役営業企画管理本部長<br>2015年6月 当社取締役総括補佐<br>2016年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任)                                                                                                    | 25,000株    |
| 2     | たなかさとし<br>田中聡<br>(1975年3月6日生)<br>(再任)      | 2000年4月 株式会社ベンチャーリンク入社<br>2002年4月 タツミ総研株式会社入社<br>2007年9月 同社取締役事業開発部長<br>2008年4月 株式会社日本M&Aセンター入社<br>2011年10月 当社入社<br>2014年4月 当社取締役営業推進本部長<br>2015年6月 当社執行役員営業推進本部長<br>2016年4月 当社取締役営業推進本部長<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員(現任) | 25,000株    |
| 3     | くどうゆうた<br>工藤雄太<br>(1977年8月2日生)<br>(再任)     | 2004年12月 新日本監査法人入所<br>2011年8月 当社入社<br>2013年6月 当社取締役人事総務部長兼財務経理部長<br>2015年5月 当社取締役財務経理部長兼資産運用部長<br>2015年6月 当社執行役員財務経理部長<br>2016年4月 当社取締役財務経理部長<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員財務経理部長(現任)                                       | 25,000株    |
| 4     | あおやままさあき<br>青山正明<br>(1979年11月25日生)<br>(再任) | 2004年4月 株式会社ドリームインキュベータ入社<br>2012年6月 当社社外取締役<br>2015年6月 株式会社ドリームインキュベータ執行役員<br>2016年4月 当社入社<br>2016年5月 当社執行役員<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員<br>2016年8月 当社取締役常務執行役員経営企画部長<br>2017年4月 当社取締役常務執行役員(現任)                         | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                   | 略 歴、 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | あり おか まさ ひろ<br>有 岡 正 裕<br>(1953年3月20日生)<br>(再任) | 1977年4月 日本生命保険相互会社入社<br>2007年4月 大星ビル管理株式会社出向<br>2009年6月 同社取締役<br>2011年6月 同社常務取締役<br>2016年4月 当社社外監査役<br>2017年1月 当社取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7,000株            |
| 6         | はら だ てつ ろう<br>原 田 哲 郎<br>(1965年9月22日生)<br>(再任)  | 1981年4月 海上自衛隊入隊<br>1990年4月 日本生命保険相互会社入社<br>2000年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社<br>2006年6月 同社執行役員 (現任)<br>2017年11月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ドリームインキュベータ執行役員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 一株                |
| 7         | ひ ご せい し<br>比 護 正 史<br>(1950年12月8日生)<br>(再任)    | 1973年4月 大蔵省入省<br>1978年7月 室蘭税務署長<br>1989年6月 銀行局企画官<br>1996年7月 理財局国有財産総括課長<br>1997年7月 北海道財務局長<br>1998年10月 預金保険機構金融再生部長<br>2001年7月 財務省大臣官房審議官<br>2002年7月 環境事業団理事<br>2004年4月 日本環境安全事業株式会社取締役<br>2005年1月 弁護士登録<br>2007年6月 株式会社損害保険ジャパン顧問<br>2012年7月 ニッセイ・リース株式会社顧問<br>2013年4月 白鷗大学大学院法務研究科教授<br>2013年9月 一般社団法人第二地方銀行協会参与 (現任)<br>2013年9月 ブレークモア法律事務所オブカウンセル<br>2014年6月 株式会社岡三証券グループ社外監査役<br>2015年6月 同社社外取締役 (現任)<br>2016年1月 ブレークモア法律事務所パートナー (現任)<br>2016年4月 当社社外取締役 (現任)<br>2017年4月 白鷗大学法学部教授 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社岡三証券グループ社外取締役 | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青山正明氏は、過去5年以内において、当社親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者でありました。
  3. 原田哲郎氏は2018年6月11日付で株式会社ドリームインキュベータの取締役就任する予定であります。
  4. 比護正史氏は、社外取締役の候補者であります。
  5. 比護正史氏を社外取締役候補者とした選任理由は、北海道財務局長、財務省大臣官房審議官等を歴任されたのち、現在は白鷗大学法学部教授及びブレイクモア法律事務所において企業法務・金融法務を中心に弁護士として務められております。同氏は金融関係の業務に長く従事され、大手保険会社や関連会社の顧問を歴任されるなど、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は弁護士としての専門的見地及び企業法務の分野における高い見識から、当社のコンプライアンス態勢及び上場に向けた内部管理態勢の強化に向け、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
  6. 比護正史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年2か月となります。
  7. 当社は、比護正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、比護正史氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  8. 当社は、比護正史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| まち どり ひろ のぶ<br>待 鳥 啓 信<br>(1953年6月23日生) | 1977年4月 日本生命保険相互会社入社<br>2003年3月 同社新商品管理部長<br>2005年3月 同社総務部長兼健康管理室長<br>2008年4月 株式会社アルバック顧問<br>2008年9月 同社監査役<br>2015年12月 みんな電力株式会社社外監査役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 待鳥啓信氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。
3. 待鳥啓信氏を補欠の社外監査役候補とした理由は、長年の保険会社での経験により培われた保険知識及び監査役経験で培われた専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
4. 待鳥啓信氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

## 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300百万円以内に改めさせていただきますと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名(うち社外取締役1名)であり、第1号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役は7名(うち社外取締役1名)であり員数に変更はありません。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2006年4月3日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいております。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、年額300百万円以内となりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、前述の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、前述の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決された場合にも、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）について、①2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間又は②本割当株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職するまでの期間のいずれかの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に前述(1)に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 前述(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、前述(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、前述(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前述(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において前述(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 前述(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合であって、当社の取締役会が譲渡制限を解除することを相当と認める場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 前述(5)に規定する場合においては、当社は、前述(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

【住所】東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル 9階

【会場】当社会議室901・902

【電話】本社（代表）03-5574-8610



## 【アクセスのご案内】

- ・東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅 2番出口より徒歩5分